第２３号様式(第５１条関係)

許可番号 第　805 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都西東京市北町５丁目９－４
氏名　株式会社五美清掃
　　代表取締役 小早川　輝明
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年11月26日

中野区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ、廃家電

2　事業の区分　　収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4　作 業 場 所　　中野区の区域内

5　許 可 期 間　　令和8年12月1日　から
令和10年11月30日　まで

6　許可の条件
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１１項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
特定家庭用機器廃棄物の運搬先である、「特別区内の指定引取場所」については、「運搬」の許可を有する区に所在する指定引取場所に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。